

守口市庁舎粗大ゴミ収集業務委託仕様書

1 案件名称

守口市庁舎粗大ゴミ収集業務委託

2 業務概要

守口市庁舎から排出される粗大不燃ごみ等を収集運搬し、受注者（業務提携先を含む）の産業廃棄物処理施設において処分を行うこととする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 免許資格

受注者は、収集運搬業者においては大阪府産業廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理施設を管轄する都道府県知事（政令市にあつては市長）の産業廃棄物収集運搬業の許可（必要とする品目を有していること）、処理業者においては廃棄物処理法に定める産業廃棄物処分業の許可（必要とする品目を有していること）を有していなければならない。

5 委託数量（年間処分予定量）

令和4年度収集運搬・処分予定量：約 12,020 kg

【内訳】

主に廃プラスチック類、金属くず、その他	約 12,000kg
蛍光管	約 20 kg

排出内容：事務机、椅子、キャビネット、自転車、チューブファイル、蛍光管 等

※ ただし、処分予定量は過去の実績から算出した量であり、処分量を約束するものではない。

6 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づ

き業務を履行するものとする。

- (3) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。契約後における仕様書の疑義については、本市の解釈によるものとする。

7 業務計画の作成

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、業務計画書で第4項免許資格の項に定める許可に関する許可証の写し（ただし、契約期間内に許可期限が有効であること。なお、契約期間内に許可期限が切れる場合においては、更新後、速やかに許可証の写しを提出すること。）を発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに、業務計画書で収集作業に使用する車両にかかる下記書類を発注者の監督職員に提出の上、承認を得ること。受注者は、承認を得た車両以外の車両を収集運搬に使用してはならない。
 - ・「使用予定車両届」（別紙1）
 - ・車検証（写し）
 - ・車両写真（前姿、側姿、後姿の3方向から撮影されたもの。前姿、後姿についてはナンバープレート、側姿については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬車に係る車体表示が写っていること）
 - ・所有者の使用承諾書（借受車両の場合のみ）なお、使用予定車両に変更があった場合は速やかに当該車両にかかる必要書類を発注者の監督職員に提出し承認を得ること。

8 業務内容

- (1) 収積場所
守口市京阪本通2-5-5 地下駐車場排出ステージ
- (2) 収集回数
粗大ごみが溜まり次第、発注者より連絡する。年6回程度。
- (3) 収集時間
収集時間は午前9時から午後4時半までの間とする。
- (4) 収集車両種別
排出場所が地下であるため、高さ2.6m以下の車両で運搬すること。
- (5) 収集方法
産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者が収集を行うこと。上記の収集場所から産業廃棄物を収集運搬するにあたっては、積み残しのないよう収集すること。また、常に清潔で安全に収集を行い、廃棄物が周辺に散乱することの無いよう心がけ、周辺に散乱させた場合は速やかに清掃を行い清潔の保持に努める

こと。

引取り車両への積込みは受注者が行うこと。

(6) 処理方法

収集した粗大ごみは、受注者が廃棄物処理法に定める産業廃棄物処分業の許可（必要とする品目を有していること）を受けた施設において処分を行うこと。

なお、収集運搬において積み替え保管を行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲にその旨が含まれていること。

(7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票にかかる費用は委託料に含むものとする。

(8) 報告

受注者は、廃棄物処分の終了後、報告書（処理を行った日付ごとに、ごみの種別及び重量を示したもの。様式不問）に加えマニフェストA、B2、D、E票を添付し、速やかに発注者へ提出すること。

(9) その他

- ① 受注者は、収集作業に際しては通行車両、通行者の安全を確保し、細心の注意を払うこと。
- ② 受注者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、受注者の責任により誠意を持って解決にあたりるとともに、その経過、内容を速やかに発注者の監督職員に連絡し、指示に従うこと。

9 受注者の責任及び義務

受注者は廃棄物処理法及び関係法令並びに収集運搬車に定められた積載量を守るなど道路交通法令を遵守するとともに、最低賃金法、労働基準法等関係法令を遵守しなければならない。

10 運搬費用、使用機材等の負担

本業務に使用する運搬用具・機材等は一切、受注者の負担とする。

11 請負金額の部分払い等

完了払・部分払

12 概算契約

本業務にかかる契約は概算契約であり、第5項委託数量は概算であり、本市の都合により予算額の範囲において減することがある。

契約金額の確定は、業務委託期間満了の日までに検査に合格した収集運搬・処分量に見積書に記載する単価（円/kg）を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

13 再委託の禁止

- (1) 再委託に関する特記事項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することができない。
 - ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ② 産業廃棄物収集運搬・処分業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料管理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

14 その他

- (1) 過積載にならないよう留意すること。
- (2) 本業務の履行、また、運転手及び作業員の労務管理等に当たっては、関係法令を遵守すること。

使用予定車両届

運搬車両一覧					
	自動車 登録番号	形式・寸法	車両の名称	最大積載量 (kg)	備考
1					新・継・廃
2					新・継・廃
3					新・継・廃
4					新・継・廃
5					新・継・廃
6					新・継・廃
7					新・継・廃
8					新・継・廃
9					新・継・廃
10					新・継・廃
事務所の所在地					
駐車場の所在地					

※車検証（写し）及び車両写真（前姿、側姿、後姿）を添付する。